

# 出張講習のご案内

労働安全衛生法第59条1項、2項、労働安全衛生規則第35条に基づく教育

猛暑に伴い急増している「熱中症関連」での労働災害は深刻な問題となっています。こうした事態を受け、2025年6月より、企業における熱中症対策が罰則付きで義務される予定となっております。  
この機会に是非ご受講をお考えください。

※罰則は6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

【義務付けられる熱中症対策内容】

- ①「報告体制の整備」 ②「実施手順の作成」 ③「関係労働者への周知」

## 講習概要

【熱中症対策管理者対象】

高温多湿場所作業の指導・管理

- 受講料／10,000円（テキスト代、税込）
- 受講対象者／満18歳以上
- 3.5時間（午後開催）
- 定員／各30名 ●電話でお申込み下さい。定員になり次第締め切らせて頂きます

開催日 令和7年5月15日（木）12時30分受付、13時開講

場所 村上農村環境改善センター 村上市目下993-1

## <カリキュラム>

時刻	講習科目	講習時間	
13:00 ~ 13:30	熱中症の原因と症状「暑熱環境の測定と評価-WBGT値の活用	30分	3時間30分
13:30 ~ 14:00	熱中症の予防対策	30分	
14:05 ~ 15:05	熱中症の予防対策	1時間	
15:15 ~ 15:30	熱中症発生時の救急措置	15分	
15:30 ~ 15:45	災害事例	15分	
15:45 ~ 16:15	関係法令	30分	
16:20 ~ 16:50	熱中症予防用品等の取扱方法	30分	
16:50 ~	閉講		
		計	3.5時間



熱中症予防を!



新潟労働局長登録教習機関

新潟教習センター

**COT** キャタピラー教習所  
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

【お問い合わせ先】

TEL:025-232-7611

FAX:025-232-7612